

感謝したい人はいませんか？ ～市民活動感謝状贈呈制度のご案内～

この制度は、概ね5年を超えて市民活動を実践している人や団体、または市民活動を支援した事業者などに感謝の意を表し、感謝状を贈呈するものです。

皆様の周りで、感謝状の贈呈にふさわしい取組を行っている人や団体、事業者などがあれば、御推薦ください。

※推薦は他薦によるものとしています。必ず被推薦者（受賞候補者）に了承いただいた上で御推薦ください。



■ 市民活動とは

市内で行われる市民等による自主的な社会貢献活動で、公益の増進に寄与することを目的とする活動。

市民活動の一例として、防犯活動や環境美化活動などの地域貢献活動、高齢者の見守りや子育て支援などのボランティア活動などがあります。

■ 対象とその取組

1 市民活動の推進のために貢献したもので、今後も継続性が認められる個人及び団体で次のいずれかに該当するもの

① 市民、地縁による団体、市民活動団体又は事業者が行う市民活動で、基準日において5年を超えて継続して行っているもの

② 会員間の親睦や自身の技術取得のための活動を主に行う団体が行う市民活動であって、基準日において10年を超えて継続して行っているもの

③ 市内の学校の児童生徒が行う市民活動であって、基準日において3年を超えて継続して行っているもの。ただし、学校の教育課程として行われる活動は、本対象から除く。

- 2 市民活動の推進のために市民活動の支援を継続して行った事業者が行う金品によらない次のいずれかに該当するもので、基準日において5年を超えて継続して行っているもの
 - ①市の協働施策への協力
 - ②市民活動団体に事務所スペースや活動スペースを無償で提供する等、市民活動団体に対する協力
- 3 その他市長が感謝状を贈呈することが適当と認めたもの

■基準日 令和6年2月14日（水）

■募集期間 令和5年10月2日（月）から令和5年11月2日（木）まで

■提出書類

- 1 富里市市民活動推薦書
- 2 富里市市民活動業績・功績調書及び参考資料（活動内容がわかるもの）

※推薦書及び業績・功績調書は、市民活動推進課窓口で配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

■提出方法（次のいずれかで提出してください）

- 1 市民活動推進課窓口
- 2 郵送（11月2日（木）の消印有効）

■選定方法 協働のまちづくり推進委員会の答申を受けて、受賞者を決定します。（令和6年1月中を予定）

◎受賞した活動、取組【※一部抜粋】

・地域における児童の見守り、防犯活動

児童の通学時間帯に定期的に通学路に立ち、児童の事故防止や安全確保、防犯対策のため、見守り活動を実施

・道路清掃や奉仕作業、環境整備、美化活動

地域における道路清掃作業や各施設の奉仕作業、花壇の植栽や環境整備、美化活動を実施



問い合わせ・申込先

〒286-0292 富里市七栄652-1

富里市市民活動推進課協働推進班 (93) 1117